

## 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

### 給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

### 給付金の支給時期

支給開始時期：令和4年3月中旬～  
恩納村が確認書（または申請書）を受理した  
日から2～3週間程度

### 支給対象と申請の有無

#### 支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和3年度  
**「住民税均等割が非課税」**  
の世帯

令和3年1月以降の収入が  
減少し**「住民税非課税相当」**  
の収入となった世帯（家計急変世帯）

恩納村役場から  
確認書が届きます（要返送）  
発送時期：令和4年3月上旬～  
返送期限：確認書を発送した日から3か月  
※一部申請が必要な場合があります。  
（非課税世帯該当か町で確認できない場合）  
※令和3年12月10日時点で住民登録のある市町村  
から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

#### 「申請」が必要です

申請期間：令和4年3月4日（金）  
～令和4年9月30日（金）

※申請日時点で住民登録のある市町村に申請して  
ください。

【申請書配布先】恩納村役場（福祉課）、村ホーム  
ページからダウンロード

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## I 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

**世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合**

- 対象世帯主あてに、恩納村役場から給付内容や確認事項が書かれた**確認書**が届きます。※3月末を過ぎても届かない場合は、お問い合わせください。
- 必要事項を記入後、同封の返信用封筒で**返信ください。**  
【返送する前に、ご確認ください】



- ①確認書に記載した給付金の振込先口座に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと…ひとり暮らしの学生など

**世帯に令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合**

- 対象世帯には、**確認書**または**申請書**を送付します。
- 書類に必要事項を記入して（申請書の場合、添付が必要な書類も用意）、**恩納村役場（総務課）**に直接または郵送でご提出ください。

## II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。）

（例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（恩納村の場合）本人+子1人の場合：82.8万円以下／夫婦+子2人の場合：138.8万円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに**恩納村役場（福祉課）**に直接または郵送でご提出ください。



**!** 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ

住民税非課税世帯に関する問い合わせ

「恩納村総務課」窓口

**098-966-1200**

家計急変世帯に関する問い合わせ

「恩納村福祉課」窓口

**098-966-1207**

受付時間 8:30~17:15 (昼12:00-13:00、土日祝除く)

内閣府住民税非課税世帯等に対する  
臨時特別給付金コールセンター

**0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00 (12/29~1/3を除く。)  
詳しくは、内閣府ウェブサイトもご覧ください。